

議案第 46 号  
議決第 号

始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例の件

始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）6月20日提出  
始良市長 湯元敏浩

始良市報酬及び費用弁償等条例の一部を改正する条例

始良市報酬及び費用弁償等条例（平成22年始良市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1回につき 10,600円
開票管理者	1回につき 10,600円
選挙立会人	1回につき 8,800円
開票立会人	1回につき 8,800円
投票所の投票管理者	日額 12,600円
投票所の投票立会人	日額 10,700円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円

」を

「

選挙長	1回につき 10,800円
開票管理者	1回につき 10,800円
選挙立会人	1回につき 8,900円
開票立会人	1回につき 8,900円
投票所の投票管理者	日額 12,800円
投票所の投票立会人	日額 10,900円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円

期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円
--------------	------------

」に

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和元年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の始良市報酬及び費用弁償等条例の規定は、適用日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、投票及び国民審査について適用し、適用日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、投票及び国民審査については、なお従前の例による。